

## 社会福祉施設等の被災状況把握における報告対象となる社会福祉施設等

令和3年4月15日付厚生労働省通知「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」において、平時から災害時情報共有システムへの施設情報の登録又は施設リストを作成することとされている施設種別が示されました。

通知では、平時から災害時情報共有システムへの施設情報の登録等を行うこととされている施設種別（以下の一覧で下線・斜体施設になっていない施設）に加え、その他の施設等についても災害の状況に応じて、被災状況等を把握し、必要な支援につなげることとされています。

これを踏まえ、大阪府においては、以下に記載している下線・斜体施設についても、市町村が被災状況を把握した場合は、災害時情報共有システムへの入力又は報告様式に施設名等と被害情報等を記載いただき、大阪府へ報告いただくようにしています。

※下線・斜体施設については、「災害時情報共有システムへの施設情報の登録」又は「施設リスト」の作成を必須としません。

### 1 児童関係施設

- (1) 助産施設
- (2) 乳児院
- (3) 母子生活支援施設
- (4) 児童養護施設
- (5) 児童心理治療施設
- (6) 児童自立支援施設
- (7) 児童自立生活援助事業所
- (8) 小規模住居型児童養育事業所
- (9) 婦人保護施設
- (10) 婦人相談所一時保護施設
- (11) 児童相談所一時保護施設
- (12) 保育所・認定こども園等  
(保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び  
地方裁量型認定こども園並びに児童福祉法34条の15第1項又は第2項に基づく  
小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所)
- (13) 放課後児童クラブ
- (14) 児童厚生施設
- (15) 地域子育て支援拠点
- (16) 子育て短期支援事業を行う施設
- (17) 一時預かり事業所
- (18) 病児保育事業所
- (19) 産後ケア事業を行う施設

- (20) 放課後児童健全育成事業
- (21) 子育て援助活動支援事業
- (22) 児童家庭支援センター
- (23) 母子・父子福祉センター
- (24) 利用者支援事業
- (25) 居宅訪問型保育事業【児童福祉法】
- (26) 認可外保育施設

## 2 障害児者関係施設

- (1) 障害者支援施設
- (2) 福祉型障害児入所施設
- (3) 医療型障害児入所施設
- (4) 共同生活援助
- (5) 短期入所
- (6) 療養介護
- (7) 児童発達支援
- (8) 医療型児童発達支援
- (9) 放課後等デイサービス
- (10) 生活介護
- (11) 自立訓練
- (12) 就労移行支援
- (13) 就労継続支援
- (14) 地域活動支援センター
- (15) 福祉ホーム
- (16) 身体障害者生活訓練等事業
- (17) 介助犬訓練事業
- (18) 聴導犬訓練事業
- (19) 身体障害者福祉センター（A型）
- (20) 身体障害者福祉センター（B型）
- (21) 盲導犬訓練施設
- (22) 点字図書館
- (23) 視聴覚障害者情報提供施設

## 3 高齢者関係施設

- (1) 老人短期入所施設
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 特別養護老人ホーム

- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症高齢者グループホーム
- (6) 生活支援ハウス
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 介護医療院
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (11) 有料老人ホーム
- (12) サービス付高齢者向け住宅
- (13) 老人デイサービス事業（通所介護（介護予防）、認知症対応型通所介護（介護予防））
- (14) 認知症対応型老人共同生活援助事業（認知症対応型共同生活介護（介護予防））
- (15) 複合型サービス福祉事業（複合型サービス）
- (16) 老人福祉センター

#### 4 その他施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 宿所提供施設
- (4) 授産施設
- (5) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業（無料低額宿泊事業）